

総務委員会会議録

平成31年3月11日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:55

【 案 件 】

1. 議案第1号 平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)
2. 議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
3. 議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第29号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第37号 財産の譲渡(関の台公民館敷)
6. 議案第39号 飯塚市等公平委員会の共同設置の廃止
7. 議案第40号 飯塚市等公平委員会の共同設置
8. 議案第41号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更

【 報告事項 】

1. 目尾地域振興基本計画実施計画(案)について (総合政策課)
2. 飯塚市公民連携推進に関する指針の策定について (総合政策課)
3. 平成30年度グローバル人材育成研修事業について (国際交流推進室)
4. 「国際都市いづか推進計画」の策定について (国際交流推進室)
5. 2019年度「柔軟な働き方」の通年試行の取組みについて (人事課)
6. 本庁舎駐車場整備工事の完了について (総務課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第1号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」の概要について、ご説明いたします。補正予算資料1月7日専決と書かれていないほうの3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で7149万1千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を672億4921万円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業にかかる経費と、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載いたしております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、県支出金につきましては、いずれも国の補正予算分でございます。平成30年7月豪雨災害に関連する経費に対する負担金等を計上しております。繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金繰入金を793万4千円増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費の地域振興費、公共交通対策事業費では、小竹天道線及び直方線のバス路線の維持負担金が確定しましたので、その確定額に合わせ補正するものでございます。民生費の重度障がい者医療費及び子ども医療費では、それぞれ重度心身障がい者医療費及び乳幼児医療費において県補助金の返還の必要が発生しましたので、その返還額を補正するものです。農林水産業費の農業振興費、農業振興事業費では、国の補正予算において、平成30年7月豪雨で被災した農業者向けの農業用機械・施設の復旧費補助が決定しましたので、県補助金と同額の6212万8千円を補正するものです。林業振興費、荒廃森林

再生事業費では、協定を締結し県の補助金を活用して荒廃森林再生事業を実施した森林について、協定を解除することとなったため、森林所有者から違約金を徴収し県補助金を返還するものでございます。

5ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、追加の地域密着型施設等整備補助金以下8件及び、変更の各所林業施設災害復旧工事以下2件について、年度内の事業完了が見込めない事由により補正するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、公有財産購入費の土地開発公社委託分の目尾地域開発事業用地敷以下3件について、期間や限度額を変更するものです。廃止の公有財産購入費の土地開発公社委託分の水江排水ポンプ場敷につきましては、公共下水道事業として国の交付金を活用し企業局の下水道事業会計で実施するため、債務負担行為が不要となりましたので廃止し、また、飯塚市斎場指定管理委託料につきましては、平成31年4月より設置されます、ふくおか県央環境広域施設組合に斎場の管理運営が移管されるため、債務負担行為が不要となりましたので廃止するものです。

7ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。予算書の10ページ、第3表、債務負担行為補正のうち変更について、お尋ねします。公有財産購入費、目尾地域開発事業用地敷（土地開発公社委託分）とあります。これは補正前が2005年度から2025年度までとなっております。補正後、これが2026年度までということと伸びております。この辺の事情をお尋ねいたします。

○総合政策課長

この目尾地域の開発の分につきましては、健康の森の周辺の土地の分を土地開発公社において、先行取得していただいているものでございます。これにつきましては、今、土地開発公社のほうに取得していただいておりますので、まだ買い戻すという予定が明確に今のところ立っておりませんので、1年延ばしたということと、それに伴いまして、いわゆる利息、そういったものについて増加したということと変更いたしているところでございます。

○川上委員

この土地はどの付近ですか。健康の森公園はわかるけど、具体的には。

○総合政策課長

健康の森公園の中で、今あるのが、元野球場を建設しようという予定があった敷地、それから今プールの南側になります公共用施設用地、それからその下のほうに、森林とかまだ開発も何もされていない周辺の土地がございまして。

○川上委員

それは新体育館を持ってきたらどうかと言っていた土地のところですか。

○総合政策課長

その一部も含まれます。

○川上委員

そうすると、新体育館をそこにつくらないということで土地が不要になったので、先行取得をさせていた土地の買い戻しはしないという趣旨ですか。

○総合政策課長

不要になったというわけでもございませんけど、ここの部分につきましては、目尾地域の振興計画の中で、継続して協議をして、その方針が決まった段階では買い戻すという形になります。

○川上委員

ですから、新体育館の場所として候補に上げていたでしょう。それが、そのとおりにならなかったで、買い戻しが不要になったので1年延ばしますよということじゃないんですか。

○総合政策課長

不要になったというわけでもございませんので、目尾地域振興計画というのはまだ生きている計画でございますので、何らかの形でそこを有効活用ということになれば、また、そこは買い戻すということでもございまして、不要になったというようなものではございません。

○川上委員

かみ合わないけど、新体育館の用地としては不要になったということでしょう。

○総合政策課長

新体育館というような限定をした活用の中で言えばそのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、このために1年間延びるわけでしょう。これによる利息はどのくらいふえるんですか。

○土木建設課長

利息といたしましては、1年間延びることによりまして510万円ほどが増額となります。

○川上委員

先行取得させているけれども使わないという土地が山ほどあるんですけど、今ごろとくに健康の森公園はでき上がっているはずなんでしょう。当初の計画では、こんなに長くできていないというか、もう破綻しているんだけど。それによって、その利息はどのくらい予定外に払うことになったのか、総額ではどのくらいになりますか。

○土木建設課長

現在までの利息としての合計額でございますが、2億6400万円ほどになってまいります。

○川上委員

この事業全体として140億円程度ですよ。事業費としては70億円程度つぎ込んで、もう止まっている。そういう中で、利息だけが土地開発公社に対する補てんということになっていくんですか、この利息は。

○土木建設課長

利息につきましても買い戻しの際に、その事業費として戻していただくというふうな形になってまいります。

○川上委員

それで、むやみな計画を立てて破綻したために、土地が動かないと、必要がないということで、利息が膨らんでいる。その額は2億6千万という認識でいいですか。

○土木建設課長

現在の債務負担行為によります、26年度時点で完了するといいたしますと、その額になってまいります。

○川上委員

今のは余韻を残す答弁なんですけど、今後さらに、買い戻しがおくれる事態となれば、利息が膨れていきますよということをおっしゃっているんですね。

○土木建設課長

利息でするので延びるごとに利息は加算してまいります。

○川上委員

次に、その下の欄にあります子ども・子育て支援事業計画策定支援委託料が、限度額が286万2千円から259万2千に補正ということになってはいますが、ここの事情をお尋ねします。

○子育て支援課長

子ども・子育て支援事業計画策定委託料につきましては、契約金額が確定してしまして、そのため限度額の変更を行うものです。

○川上委員

次に、その下の欄、体育館等建設事業設計委託料が、同じく限度額が1億684万3千円から8694万円に変わっています。この辺の事情もお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長補佐

新体育館建設事業に伴い本年度プロポーザルにて進めておりました基本設計実施設計業務委託について、契約額が確定したことから、差額を減額補正するものでございます。

○川上委員

次に予算書の14ページ、農林水産業費、6款、林業振興費で荒廃森林再生事業費について、返還金が生じております。117万5千円。これについて事情を伺います。

○農林振興課長

この違約金の返還につきましては、以前に荒廃森林再生事業として整備をされておりました森林が開発によりまして、協定の解除を行いましたので、それに伴う違約金の発生でございます。

○川上委員

それはどこのことですか。

○農林振興課長

旧筑穂の馬敷になります。住所でいいますと、馬敷の481の1番地と467番地の3になります。

○川上委員

開発によるということなんだけど、何の開発ですか。

○農林振興課長

メガソーラーの設置による開発でございます。

○川上委員

どこの会社の開発ですか。

○農林振興課長

日本エネルギー総合システムになっております。

○川上委員

荒廃森林再生事業というのはどういう事業ですか。

○農林振興課長

おおむね15年以上整備が行われてない森林につきまして、森林の保全を行うために干ばつとか、下刈り草の草刈りを行いまして、その山の保全を行うという形の事業でございます。

○川上委員

事業主体は土地の持ち主ですか。事業主体はだれですか。

○農林振興課長

事業は県費で行ってございまして、事業主体も県のほうになってきます。

○川上委員

そうすると、福岡県知事ということになりますね。

○農林振興課長

はい、そのようになってきます。

○川上委員

福岡県知事が、この森林は保全すべきところだと認定して、飯塚市をとおすんですか、財政出動を決めた。だから福岡県知事はこの山は、保全すべき森林だということを決めたんです。

ね。違うんですか。

○農林振興課長

すいません、ちょっと私の答弁が申しわけなかったんですけども、一応県の補助事業の中で、飯塚市において、荒廃森林の大体の面積が決まってくるので、その中の一つとしてこの今の用地がございます。その事業実施に当たりましては、当時の飯塚市と森林所有者と契約を結びまして、その中で事業を進めておりますので、ちょっと今委員が言われました、県知事の責務というのが、該当するのかわかりませんが、そういった形の流れになっています。

○川上委員

県知事がこの森林は、保全すべき森林であると認定したからお金を出すわけだけども、県の窓口はどこですか。

○農林振興課長

県のほうは、農山漁村振興課のほうになってくると思います。

○川上委員

農山村漁村振興課と言われたんですか。

○農林振興課長

農山漁村振興課になってくると思います。

○川上委員

福岡県が担当なんだろうけど、福岡県知事が、この森林は保全すべきところだよということを認定したわけですね。お金も出しますと。開発でしょう。日本エネルギーの。これに対して、本市は、県知事から意見を求められましたね。林地開発許可申請が出ているけど、飯塚市長としてはどういう意見ですかと。どういう意見書を出しましたかね。

○農林振興課長

林地開発の意見につきましては、都市計画マスタープランの中で、森林の保全地域に設定されておりますので、その辺でマスタープランと整合性がとれておりませんという形では一応出しております。

○川上委員

そうすると、それは飯塚市としては、困りますということなんだろう。わかりやすく言えば。

○委員長

川上委員、ちょっとそこは話がだいぶはみ出して行きよる状況があるんで、お話を聞きよって。今言う荒廃森林の補助ということだから、その部分は全体の一部分の分で、飯塚市が許可権がないのに県にその分で許可を出すとか、出せとかいうことは言えないと思いますんで、そのあたりを含まれた中で質問をしていただきたいと思います。そこまで詰めると回答をしようがないと思いますので、執行部のほうも。

○農林振興課長

林地開発の意見につきましては、あくまでも市が設定しておりましたマスタープランとの整合性が図られていないと、そういった森林でありますので、その対応についてもよろしく願いいたしますという要請をしております。

○川上委員

だから森林については、一方としては福岡県知事が保全すべき森林だと言っている。そして、当事者も保全したいと。それから飯塚市も保全したいということで、荒廃森林再生事業に、財政支出を決めて、後に日本エネルギーがアルティメットのコンサルで開発を持ち込んできたわけでしょう。県知事が、森林法に基づく林地開発申請行為だから、手続にしたがって、飯塚市にどうですかというふうに意見を求めた。市の総合計画、上位計画と矛盾が生じていますというふうに言ったにもかかわらず福岡県知事は、林地開発許可を出したということなんですかね。

○農林振興課長

今委員がおっしゃられますように林地開発の意見書としましては、当初の市のマスタープランと整合性図られていないと、そういった中で、森林の開発の計画は上がっておりましたので、県の許可権限の中でその辺を踏まえたと、指導をよろしくお願ひしますという形の意見書を出しております。そういったことでお願ひをしておりますので、無視されたというわけじゃないんですけども、そういった形の中で林地開発を行うに等しい計画であるということ認められましたので、県のほうが林地開発の許可を出されたものだと思っております。

○川上委員

そうすると、県知事の林地開発許可と飯塚市長の整合性が図られていませんよという立場とは矛盾が今もあるんだけど、荒廃森林再生事業との関係から言えば、県知事は、自分とも矛盾しておるということになるわけですよ。自分は保全を認めて、財政出動までしたと。ところが開発許可をするというのは、保全という自分の方針と保全しない、開発してしまうという自分の方針、二つ持っているということなんですよ。そういった中で、この返還金が117万5千円生じているんだけど、これは、だれのお金ですか。

○農林振興課長

当初は当然、山の所有者、個人さんと契約をして荒廃森林再生整備事業をしております。そのあと、土地の所有者が動きまして、現在の譲り受け人であります。日本エネルギー株式会社のほうからお金のほうは入っております。

○川上委員

それは間違いないですか。この土地は、もともとの地元の山林の持ち主からアルティメットに一度移っているでしょう。そして、同日、日本エネルギーに転売されているでしょう。だから、返還金の責任は日本エネルギーにあるのではなくて、アルティメットというところにあるんじゃないんですか。

○農林振興課長

先ほどの説明とちょっと重なりますけど、もともと個人が持ってあった分を、今委員が言われましたアルティメットのほうに土地の継承がなされております。そのあとにアルティメットのほうから日本エネルギーのほうに権利の移転を受けたということで、継承の届けがでておりますので、日本エネルギーのほうで問題はないと思っております。

○川上委員

この荒廃森林補助金の返還義務も、もともとの持ち主からアルティメット、私はそこまでという認識なんだけど、それもさらに、日本エネルギーという開発業者、香川県の会社に移転したというわけですか。何によってそういうことになるんですかね。

○農林振興課長

荒廃森林再生整備事業の協定書に基づきまして、当然もともと事業としては環境の保全という目的だったんですけども、そこに契約の中の解除、改めて開発を行う場合は協定解除、協定書の12条にあるんですけども、その場合、違約金が発生すると。その流れの中で荒廃森林再生事業に関する協定事項の継承に関する届け出というのがありまして、それが個人からアルティメット、アルティメットから日本エネルギーという形で動いていますので、最終的に計画をされて開発される日本エネルギーのほうに違約金の対象という形になっております。

○川上委員

その証拠書類としては何があるんですか。移転を法的に確認するという、返還義務の移転の法的な証拠書類としては。

○農林振興課長

協定書からずっと各森林整備計画の違約金を払うまでの間の申請書が全部ありますので、それとあと登記簿等をとれば、その日付け等がわかるんじゃないかと思っておりますけど。今、手元に

あるもので言えば、まず協定書があります。1番最初に荒廃森林整備事業の協定書、個人の分になりますけども、そのあとに荒廃森林再生事業に関する協定事項の継承に関する承諾書、これが個人から次の業者、その次の業者まで残っております。

○川上委員

さっきからそれが疑問なんですよ。事業の継承なんでしょう。事業を続けるんじゃないんですか。事業をやめることも含めて、継承なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 27

再開 10 : 28

委員会を再開いたします。

○川上委員

今申しあげました証拠書類について、資料要求をしたいと思いますので、委員長において取り計らいをよろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま川上委員から要求のっております資料は提出できますか。

○農林振興課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

次に進みます。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

予算書の14ページ、10款、教育費、保健体育施設整備費の減額補正について、事情をお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長補佐

これは先ほど説明しました執行残でございまして、今年度分の金額でございまして。債務負担行為でしておりましたので、今年度分の減額予算でございまして。

○川上委員

非常にわかりにくい。ここに設計委託料と書いているんだけど、執行残というのは、設計委託料の686万3千円とどういう関係があるんですか。

○健幸・スポーツ課長補佐

失礼しました。先ほど説明しましたプロポーザルにて進めておりました設計業務なんですけども、2カ年の債務負担行為で設定しておりました。総事業費としましては1億5263万3千円となっておりますので、契約額が確定しましたものですから、平成30年度分と平成31年度の分の2カ年にわたって、支払うことになっておりますので、今回の分は平成30年度分の額を減額するものでございまして。

○川上委員

契約額が確定したというのはどういう意味ですかね。額を定めて契約したわけではないということですか。このくらいまでは委託料がふえてもいいですよ。最終的に調整しましょうというそういう契約の仕方なんですか。

○健幸・スポーツ課長補佐

プロポーザルで進めておりまして、うちのほうの設計額としましては1億5263万3千円で、業者のほうから提案された金額が1億2420万円ということでその差額を減額補正するものでございます。

○川上委員

プロポーザルはどのように行われたんですか。そんなに差が出るのはちょっと気に入らないんですけど。

○健幸・スポーツ課長補佐

業者の提案ですので、金額的にうちのほうが設定した金額より安く提案してきたということでございます。

○川上委員

市が用意した限度額、相手はわかっているわけでしょう。何で686万も残すんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 32

再開 10 : 33

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長補佐

今回プロポーザルで提案されてきた業者が4者ございまして、金額の多寡で選ぶものではございませんけども、いわゆる価格の点数も含まれておりましたので、業者のほうとしましては落としてきたのではないかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

あとでいいですね、資料要求している分は。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 34

再開 10 : 37

委員会を再開いたします。

先ほど資料要求があつていす資料は時間等がかかりますので、その分だけは保留にして先に進みます。

次に、「議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の7ページをお願いいたします。本案につきましては、今年度、行政経営部に国際交流推進室を設置し、このあと、報告事項においてご報告いたします、国際都市いづくか推進計画を策定しておりますが、来年度は、この計画に基づく地元企業の海外事業展開の支援や国際的な経済交流、国際観光の推進といった、国際化への新たな取り組みを推進するために、所管を行政経営部から経済部に移管するものでございます。これに伴い、本条例の行政経営部の項にありました「国際交流推進に係る企画及び調整に関すること。」を削除し、経済部の項として「国際化の推進に係る企画及び調整に関すること。」を新たに加えるものでございます。なお、8ページの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上簡単でございますが、議案第21号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これは、議案概要を見ると行政経営部に分掌された云々にかかわる事務を経済部へ再編しというふうになっていますよね。今の説明を聞くと、条例手続上は削除と追加ということになるんだけど、そうすると行政経営部に関しては、廃止と。それから経済部に追加という説明をするのが妥当だと思いますけど、この議案概要の説明の仕方だと誤解を招くと思うけどどうですか。

○人事課長

誤解を招いたとしたら申しわけございませんでした。説明の中にもございましたとおり、今委員がおっしゃったとおり、行政経営部の中で廃止をいたしまして経済部のほうに移管するというのが正しい改正内容でございます。

○川上委員

そうすると市長、二つのテーマがあるということになるんですよ。国際交流推進にかかわる企画調整を廃止するという事なんですね。これは今まで、市のほうとしてはサニーベールとか、いろんな取り組みをしてきましたと、市長まで招いて、プレジデントホテルで歓迎のタベとかしたでしょう。そうしたこともあるんだけど、それを廃止するのはどういう理由ですか。

○国際交流推進室主幹

所管は経済部のほうに移りますけど、今まで行っておりました姉妹都市交流、それから多文化共生の事業については、そのまま継続して行う予定にしております。

○川上委員

行政経営部で行っていたものを、そのまま経済部で引き継ぐということなんですか。

○国際交流推進室主幹

今現在、国際交流推進で行っております事業に加え、今度経済部のほうでまた事業を進めてきますので、すべての事業を持ったまま経済部のほうに移管する形になります。

○川上委員

疑問が湧くわけですよ。国際交流といった場合、経済という面もあるでしょう、それは。しかし、それだけではないでしょう。それ以上のことをこの間やってきたわけですから、それ以外というか、教育だとか、民族だとか、いろんな意味合いでのやりとりをしてくれているでしょう。中学生も招いた、ホームステイもしました、お互いに。こういうことは、経済部が所管するんですか、今後。

○国際交流推進室主幹

繰り返しの答弁になりますけど、経済部に行きまして今まで行っておりますサニーベールとの学校間交流とか、子どもたちの交流、そういったものについても継続していくようにしております。

○川上委員

これから、委員長が言うかもしれないけど、同じことのやりとりになるわけですよ。だから、そういうものを教育とか民族だとかにかかわる交流をなぜ経済部でやるのかと。今まで行政経営部でやってきて、何か重大な失敗があったんですか。廃止する理由がないでしょうと聞きたいわけですよ。

○国際交流推進室長

これまで1年間、行政経営部の中で国際交流推進室として、事業に取り組んでまいりました。今年度は国際都市いづか推進計画というものを策定するというのが大きな目標でございました。その目標が一つ達成をされたことから、今後はその計画に基づいて、より具体的にいろんな事業に取り組んでいくとしたときに、より経済的な分野での交流、ここを深めていく必要があるというふうなことから、そういうことであれば、これまでしてきた業務はこれまで以上に取り組みながら、さらに経済分野での交流事業に取り組んでいこうとしたときには、経済部の

ほうに所管をおいたほうが、より経済部の中の産学振興課だとか、商工観光課だとかいろんな課との連携も含めて取り組んでいく必要がございますので、そうであれば、経済部においたほうがより取り組みやすいんじゃないかということから、今回経済部のほうに行くと、行くに当たって、名前も国際交流推進室から国際政策課というふうに名称を変更するというふうにしたものでございます。

○川上委員

国際交流だからサニーベールだけを念頭に置いておるわけではないかもしれませんが、サニーベールの皆さんは、今の答弁を聞いたら少し驚くかもしれませんね。国際交流の役割は基本的に達成したと。だから今度は経済というふうになるのであればね。飯塚市の国際交流の目的というのは二、三年で終わるのかと。アップルだとか、何かそういう関係に、コネができればそれでいいというような、それが目的だったんですかと。人間的な、文化的な交流だとかいうのは、次のステップに行くための土台だったんですかというふうに思われませんか、市長。

○市長

恐らくその経緯については少しお時間をいただくことになると思います。もともと中学生海外研修事業は、旧飯塚市の時代にさかのぼり、恐らくご存じだと思いますが、当時から飯塚市だけではなく、同じような事業を筑穂町、それから穂波町もやっておりましたが、海外、そして国際化に通用するような人材育成をということで、旧飯塚市の場合はそれを人材育成事業として位置づけてありまして、中学生のみならず大学生、それから大人も交流をされていたような歴史があったということを確認させていただいています。合併後、そのことについてまず中学生に絞るということで、中学生海外研修事業ということで、所管も過去にさかのぼれば、産学振興で経済部が持っており、それが次は教育委員会生涯学習課のほうに行き、でも学校との連携が必要ということで、学校教育課のほうに今度また所管替えがあってという形でございました。そうした流れの中で国際化については、今質問者がおっしゃっているとおりでございます。人材育成のみならず、基本的な自国理解や他国理解、共生の理念ということで、幅広く交流や学習をさせるべきだということで教育委員会内におきましては4年前から独自で国際交流推進室というものを設けて、教育研究所内で推進をしてきました。

そうした中で、片や、その部門も教育委員会にあり、そして、そうでない市と市のあいだ、例えばサニーベール市と飯塚市の交流は、教育委員会の範疇を超えていますから、当時は総合政策課が請け負っておりました。そのような流れの中で、これも先ほど質問委員がおっしゃいましたが、サニーベールだけではないよねと。留学生の多くはアジアからですし、今後アジアとの交流も視野に入れるべきだというようなことで、人材交流の視点からも国も広げる、そして中学生だけではないはずなので、これは青年、そしていわゆるアダルトエクスチェンジプログラムという形で、サニーベールとやりとりをしています、大人の交流もやるべきだとなったときに、教育委員会の範疇で大人の交流まで今度、責任を持てるかということになりましたので、市として総合的にやっつけようということで、当初そのままこの部署に預かることにさせるか随分悩みました。事務分掌が明らかになると多分、ご理解いただけたと思います、国際都市いづか推進計画の策定の内容については、市内にお住まいの外国人の方々に対して、どのような行政サービスを提供するかという検討だとか、アジア戦略だとかいうようなことまで、人材育成だけでなく意図されております。計画立てのときには、やはり行政経営部において、総合的に考えるべきだということで、1年間置きましたが、担当部署のほうは1年間でこの推進計画をつくり上げることができましたので、もっともこれから課題が大きいであろう、経済部に総合的に所管窓口として置くことのほうが先につながるというようなことで、今回、この所管替えをしたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○川上委員

経済だけではなくて、文化教育ということもあるでしょうし、民俗、そういったものの交流

と、対象ももちろんサニーベールだけではないという点では途中までは一致したんだけど、とにかく分掌して再編してやってみればわかるんじゃないかというように、最後は聞こえて、そこは一致しないなど。私としては、討論ではないので完結にしますけど、このやり方は浅はかというそりを免れないのではないかと。経済部にそれを新設するというのはいりうと思えます。だけど、今までそれなりに積み重ねてきた努力を、先ほど言ったような幅広い努力を経済部の所管に移し替えて、しかも交流という名前を取ってしまう。交流を廃止するんですよ。この条例案は、説明を見れば。だから、今までどおりとかいうんだったら、国際課ではなくて、交流という単語も入ってくるでしょう。だから、そういう意味で諸外国といいたいでしょうか、今まで付き合いのあったところ、これから付き合いが出ようとしているところ、例えば南アフリカ共和国とか。南アフリカ共和国と我が国の関係は、とにかく中国に負けるなどというので、その経済的な進出をどうかして図ろうとしていると。そのためのスポーツだとか文化の利用ではないかというように指摘されている面もないこともないわけですよ。そうしたことを考慮したら、この交流という言葉は廃止して、しかも経済のほうに、一元化してしまうというのか、集約してしまうというのは、私は飯塚市としては、過去の信頼関係の構築、それから未来に向けて、信頼関係を広げていくという点で言えば大丈夫かなという感じがします。だから新設は、交流を残していないということもあるけど、廃止は見直したほうがいいんじゃないかと思うけど、市長どうですか、この場で撤回しますと言いくいかもしれないけど、ちょっとここは冷静に考えてもらったらどうかなというふうに思いますが、市長の見解を求めます。

○市長

今までのよさを損なうようなことになってはいかんだろう。そして外からの信頼も失うんじゃないかというご懸念だと思っております。私も全くその点についてはそのように思っておりますので、職員の配置につきましても、1年前にさかのぼっても、今回の件はすいません、今言うべきでないことですが、本年度の人事異動についても、これまで携わって理解をしている職員をそのまま異動し、今の行政経営部のほうの担当部署のほうに移したりするなど、工夫もしております。今後も、今懸念の分については、そのようなことがないように仕事の中身、そして外部への対応のあり方でリカバーしていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、反対します。もう理由は先ほどから述べましたが、行政経営部から国際交流の企画調整の役割を廃止してしまうというのは、これまでの努力を無にしかねない。かえって、諸国の交流があった人たち、あるいは、これから交流を深めるべき人たちとの関係で信頼関係を失い、あるいは構築が困難になっていく可能性があると思います。それで、経済部に新設する事務はいりうと思うけど、行政経営部のほうで交流を廃止するというのはいりうがたい。従来の片峯市長の市政からも違和感を感じます。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。本案は、飯塚市自治基本条例策定委員会の所掌事務の完了に伴い、委員会を廃止するため、提案するものでございます。

この件につきましては、本来であれば、平成25年12月に市長に対して答申が出された時点で速やかに委員会の廃止手続きをすべきものでございましたが、手続きが大変遅れ、今回提案させていただくことになりましたことにつきましてお詫びするとともに、今後はこのようなことがないよう事務の適正化に努めてまいります。改正内容につきましては、10ページの新旧対照表のとおりでございます。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この飯塚市自治基本条例策定委員会の条例制定はいつですか。

○総合政策課長

条例の制定までは至っておりません。

○川上委員

そう聞きましたかね。

○総合政策課長

申しわけございません。委員会の設置でございますけれども、委員会の設置につきましては、平成24年7月にこの委員会の設置を行っております。最初の会合が10月25日に、第1回の委員会を開きまして、その段階で諮問をさせていただいているということでございます。

○川上委員

策定委員会の条例施行は、平成24年7月11日になっているでしょう。自治基本条例の策定に関して調査審議するとなっております。委員数15名以内。委員の任期は、諮問にかかわる事務が終了するまでというわかりにくい任期になっているんですよ。それで、先ほど諮問し答申を受けたので、その段階で任務終了ということで任期が到来したというのに条例を廃止していなかった職員の怠慢だという説明なんですよね。しかし、法律上どういうことになるのかということをお尋ねしたいんですよ。怠慢は怠慢なんだけど、法律上、この策定委員会は生きていたわけでしょう。諮問にかかわる事務が終了するまでというんだけど、これは後に市長が答申を受けて、市長提出議案として出されて、審議未了、廃案になっていくということでしょう。市長の決意はあったわけですよ。前市長のときでしょうけど。市長の決意のあったものが市議会において採決まで持っていけないということであれば、諮問にかかわる事務が終了するまでというのは、もう少し幅広くとらえられたのではないかと思うわけです。だから実は、議会との関係ではこの4年間ということになるかもしれないかもしれませんが、前市長、それから今の片峯市長のもとで議会が否決したわけでもないし、審議未了、廃案になっているんだから、前市長ないし、現市長が再度提出してこれを議会に採択を求めるといっても全然おかしくないわけですね。この間、市長としても片峯市長はこのことについて、自分の市長としての立場で提出するかどうかについて、検討したことがありますか。

○総合政策課長

まず最初のほうのご質問の中で、今回廃止した理由の一つとしてこの附属機関の設置条例のもとに、この飯塚市自治基本条例策定委員会規則というのを策定させていただいております。

第2条に所掌事務というのがございまして、ここで、この委員会がどういう業務をするかということ明記しているわけですが、そこでは、委員会は市長の諮問に応じ、自治基本条例の策定に関し必要な事項を調査審議し、その意見を市長に答申するものとするということに位置づけております。したがって、今回、その業務が終了したということで附属機関の条例において、この委員会を廃止するというような理由でございまして。それともう一つ、この間、要は議会のほうで継続審議になって、この間、どういうふうな考え方で今いるのかというふうなお話だろうと思います。これにつきましては、まことに申しわけございませんが、現時点でこの自治基本条例を再度、提案していくのか、それとも、市としてはこの条例については、策定はしないという方向にいくのか、そういったことについてはまだはっきり、申しわけございませんが結論には至っておりません。したがって、今後こういう結論を出す際につきましては、議会、それから条例作成にかかわっていただきました関係団体とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○川上委員

市長に聞いたんですけど、市長が答弁できないでしょう。あなたのほうでそんなところまで答弁したら、諮問をしました。答申も出ました。じゃあ終わりかと。市長が提出した議案が採決されることなく市議会では審議未了で廃案になっているわけですよ。賛否を決めてないじゃないですか。そうしたら、もう一度選定委員会にこういうことで、審議未了で廃案に議会ではなかったんだけど、策定委員の皆さん、どう考えますかと、意見をくださいという諮問をしてもいいわけでしょう。策定委員会は法律的に生きているわけですから。また答申をいただいて、この4年間のうちにその行為ができたのではないかと思うわけです。1回と書いてないでしょう、規則に。だから、先ほど聞いたのは、ここからなんです。片峯市長は、そういう流れの中にあつた自治基本条例について、市長として少し改正をするとか、充実するとかいろいろあるかもしれないけども、議会に採択を求めていくという考えはなかったのかということ聞いたんです。なかったら、なかったでいいですよ。

○市長

設置され、そして行政内部でも検討され、議員の皆さん方も学習会を実施されという流れについては、私も存じ上げているつもりですが、今の4年ほど余りの流れを自分なりに考える中で、まちづくり協議会がしっかりと設置され、そしてそれぞれの地域で位置づいて、しかも熱心に活動を行ってくださっています。という考え方からすると、この自治基本条例を設置する方法よりも、まちづくり推進にかかわるものを今行政内部のほうで設定段階でございまして、まち協の皆さん、自治会の皆さんともまた相談して、より具体的で飯塚の今の流れを支えるようなものをつくることのほうが実利的だというように私は考えているところでございまして。

○川上委員

2月24日のまちづくり協議会の交流会は残念ながら行けなかったんですけど、その後、状況は断片的でありますけど、把握して、重要な発展を遂げつつあるなど、失敗もあるけど、全体として努力の方向があるというのは認めておりますけど、そのことと、このことに何の関係があるんですか。何の関係もないんですね。それで、尋ねたいのは今回、策定委員会を廃止したとしてですよ。市長において、議会との調整というのもあつたんですけど、これが大事だというときには策定委員会を再度、設置することがあるか、お尋ねをします。

○総合政策課長

附属機関のあり方からいたしまして、再度市長のほうで諮問する必要があるというような判断になれば当然、再度、委員会としては、また設置されるというのが一般的な考え方でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第29号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の25ページをお願いいたします。本条例に規定しております、「大学等教育施設」につきまして、学校教育法に規定されております「大学制度」の中に「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられ、法律が改正されたことにより、いわゆる「項ずれ」が生じたため、これに伴う改正を行うものでございます。

なお、26ページの新旧対照表についての説明は省略させていただきます。

以上簡単でございますが、議案第29号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第37号 財産の譲渡（関の台公民館敷）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○庄内支所市民窓口課長

「議案第37号財産の譲渡（関の台公民館敷）」について、補足説明いたします。議案書の42ページをお願いします。譲渡する財産としましては、関の台公民館敷として使用されている土地、飯塚市綱分596番1、地目、雑種地、地積750平方メートルでございます。譲渡の相手方は、関の台自治会、代表者、森 昭でございます。

議案書の43ページをお願いします。ここには、譲渡する土地の位置図を記載しております。この関の台公民館敷は、関の台地区の宅地造成工事が実施された昭和55年に、開発業者である麻生地所から関の台自治会に寄付をされております。本来であれば、この時点で関の台自治会を所有者として所有権移転登記を行うところですが、法人格を有しない任意団体であったことから、所有権移転登記が行えないため、その対応策として、開発業者と旧庄内町、関の台自治会の3者による当該自治会の公民館用地とする契約を昭和55年4月1日に締結いたしました。平成29年9月に関の台自治会は認可地縁団体の認可申請を行い、同月に認可を受け、同契約に基づき市に対し無償譲渡の申し出がありました。このたび関の台自治会との協議が整いましたので、当該土地を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第37号 財産の譲渡（関の台公民館敷）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 飯塚市等公平委員会の共同設置の廃止」及び「議案第40号 飯塚市等公平委員会の共同設置」以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公平委員会書記長

議案第39号及び議案第40号について、補足説明をさせていただきます。議案書の47ページをご覧ください。まず、飯塚市等公平委員会の共同設置の廃止について、ご説明いたします。飯塚市では、平成18年3月26日の1市4町合併時から、飯塚市・桂川町衛生施設組合と共同で、飯塚市等公平委員会を設置しております。今般、飯塚市・桂川町衛生施設組合が平成31年3月31日をもって解散することとなりました。これに伴いまして、現在、飯塚市及び飯塚市・桂川町衛生施設組合が共同で設置しております飯塚市等公平委員会を廃止するにあたり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号 飯塚市等公平委員会の共同設置について、ご説明いたします。議案書の48ページをご覧ください。公平委員会は地方自治法により地方公共団体に設置が義務付けられています。現行の飯塚市等公平委員会を平成31年3月31日をもって廃止するにあたり、平成31年4月1日設立のふくおか県央環境広域施設組合と飯塚市において、新たに公平委員会を共同設置することについて協議したため、名称は同じではございますが、新たな「飯塚市等公平委員会」の共同設置について、議会の議決を求めるものでございます。

議案書49ページ、50ページには、新たに設置する「飯塚市等公平委員会規約」を掲載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第39号 飯塚市等公平委員会の共同設置の廃止」及び「議案第40号 飯塚市等公平委員会の共同設置」以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求

めます。

○人事課長

「議案第41号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更」につきまして、補足説明をいたします。議案書の51ページをお願いいたします。本案につきましては、福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体の増減に伴い、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。51ページの下段から52ページにかけて記載しておりますように、同組規約の別表第1及び別表第2の項中に記載のある「ふくおか県央環境施設組合」、「飯塚市・桂川町衛生施設組合」、「浮羽老人ホーム組合」及び「東山老人ホーム組合」を削除し、新規設置の「ふくおか県央環境広域施設組合」を追加するものであります。なお、53ページから54ページに新旧対照表を掲載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上簡単でございますが、議案第41号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第41号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載のとおり6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「目尾地域振興基本計画(案)について」、報告を求めます。

○総合政策課長

目尾地域振興基本計画実施計画(案)の概要についてご報告いたします。

現在の目尾地域振興基本計画は、平成25年12月に、飯塚市目尾地域振興基本計画検討委員会より、4回目の計画見直しの答申を受け、以降、市でも、その整備等について検討を行ってきた計画です。

今回、地元の幸袋地区自治会長・公民館長会議と、まちづくり協議会との協議を行い、交通の利便性などの課題もありますが、本日提案しております実施計画案の方向で進めていくことに了承いただきましたので、その主な内容について説明させていただきます。

資料の1枚目をお願いします。この資料は、平成25年12月に受けました答申の内容と、今回の実施計画の(案)の内容となります。

一つ目の項目をお願いします。この項目は、「旧目尾小学校跡地に現存しております体育館と児童館を地域のコミュニティ施設として整備し、地域住民に開放すること。」と答申されておりましたが、今後の検討において、旧目尾児童センターを改修し、コミュニティ施設として整備する一方で、現在の幸袋交流センターも老朽化しており、耐震化を含めた大規模改修が必要なことから2つの施設整備を一本化し、旧目尾小学校校舎敷きに幸袋交流センターを移転新築することとしております。また目尾地域振興基本計画で、健康の森公園内にある公共施設用地は、事業計画が策定されるまでの間は、広場としての利活用を図るとされておりますが、現

状広場としての整備をおこなっていないこともあり、旧目尾小学校運動場については、多目的の広場として活用していこうとするものです。整備のイメージは、2枚目の資料となりますので後ほどご参照をお願いします。

2つ目の項目は、健康の森公園の関係でございますが、ここにつきましては引き続き検討協議を行ってまいります。

3つ目の項目をご覧ください。この項目は、幸袋地域の整備に関する事業を「まちづくり協議会」と協議して進めることと答申されたものでありますが、①の浸水対策については、国、県、そして住民組織と協議検討を行いながら進めていくことといたしております。②については、旧目尾小学校跡地に目尾消防団車庫・詰所を整備することといたしております。③については、いづか健幸都市基本計画に基づく施策等との整合性を図りながら事業の推進を検討することといたしております。④の地域周辺整備事業としまして、現在、民有地である目尾団地下グラウンドを、隣接する市有地との交換協議を行っているところですが、その協議が整った折には、多目的に活用することができる公園等としての整備を検討することといたしております。資料に記載のとおり、まだまだ検討事項が多く、今後も地元自治会長会、まちづくり協議会と話し合いをしながら進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、目尾地域振興基本計画実施計画（案）についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市公民連携推進に関する指針の策定について」、報告を求めます。

○総合政策課長

飯塚市公民連携推進に関する指針を作成いたしましたので、その概要についてご報告いたします。資料の2枚目の目次をお願いします。この指針は、第1章から4章構成となっております。それでは内容について説明いたします。

資料の1ページをお願いします。第1章は、公民連携の一般的な概要とその類型について整理したものです。

3ページをお願いします。第2章は、公民連携に取り組む背景及び国等の動向について整理いたしております。一番下の4飯塚市の現状と課題をご覧ください。飯塚市においても行革の一環として、民間委託、指定管理者制度導入を進めてきておりますが、民間事業者等とのパートナーシップに基づく公民連携については、①公民連携の窓口を設置していないこと、②公平性、透明性確保、倒産などのリスク管理、情報セキュリティへの対応など導入時点での手順が定まっていないこと、③モニタリング（成果検証）の仕組の構築ができていないことから、積極的な連携までには至っていません。したがって、この指針を定め、今後積極的に民間との連携を進めていくものでございます。

4ページをお願いします。第3章、公民連携の推進目的及び方法を整理いたしております。目的については、そこに掲げています三つの目的を目指して進めてまいります。次に3、推進機関の設置では、公民連携推進室を設置して市の窓口の一元化を図ることといたしております。この室については、行政経営部内に総合政策課と財産活用課の職員によるプロジェクトとして設置することといたしております。

5ページをお願いします。公民連携の導入及び評価を審議する内部機関として公民連携推進委員会を設置するようにしております。これら組織と既存の会議体である庁議との関係について公民連携推進のスキーム図を掲載しておりますので後ほどご参照してください。

6ページをお願いします。ここからが、公民連携の手順となります。公民連携については、

市の発案によるものと、民間事業者等の発案によるものの二つのパターンがありますので、それぞれ分けて整理いたしております。

10ページをお願いします。(3)市の予算や資産を活用する公民連携手法の取り扱いについては、別途ガイドラインを作成して進めることといたしております。

次に第4章は、推進時における留意事項となります。公民連携を進めるうえで大事なのは、コンプライアンスはもちろんこと、公平性、透明性の確保が重要と考えていますので、かなり細かく整理をさせていただいております。詳細は省略させていただきます。

以上簡単ではございますが、公民連携推進に関する指針についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「平成30年度グローバル人材育成研修事業について」、報告を求めます。

○国際交流推進室主幹

平成30年度グローバル人材育成研修事業につきまして、ご報告いたします。

本研修は、姉妹都市であります、アメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市近郊を研修地として、ホームステイや学校登校での交流を主体とした研修内容でございます。研修生の申し込み及び選考結果につきましてご説明します。対象者は、市内在住の中学生及び高校1年生です。ただし、高校1年生につきましては、平成29年度より現地研修の時期を8月から3月に変更したため受験等によって参加できなかった昨年度の中学3年生が応募できるための救済措置としており、昨年度の募集時点で応募要件を満たしていた者に限っています。今年度の募集につきましては昨年8月1日から17日まで行い、昨年度より16名多い50名の応募がありました。

研修生の選考につきましては、昨年9月2日、イイヅカコミュニティセンターにて選考試験を実施いたしました。選考試験の結果、20名を今年度の研修生として決定いたしました。研修の日程でございますが、資料をお願いいたします、5回の事前研修及び2回の渡航説明会を経て、今月3月25日から4月2日までの9日間の現地研修を行い、帰国後は、2回の事後研修及び帰国報告会を予定しているところでございます。

以上簡単ではございますが、「平成30年度グローバル人材育成研修事業について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「国際都市いづか推進計画の策定について」、報告を求めます。

○国際交流推進室主幹

国際都市いづか推進計画の策定について、ご報告いたします。

本計画につきましては、昨年9月の一般質問におきまして、計画の趣旨や骨子についてご説明しておりましたところでございます。本日は、計画の策定業務を完了いたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。まずは目次をご覧ください。第1章「計画策定の趣旨」から第9章「飯塚国際交流推進協議会の紹介」までの9章で構成いたしました。

まず第1章「計画策定の趣旨」でございます。本市においては、中長期的な観点から人口減少の克服及び地方創生に関する施策を推進していますが、今後は、外国人材の受け入れや活用、国際交流による地域人材のグローバル化の推進などにより、地域経済の活性化、次代を担う人材の育成、まちの魅力向上などの課題解決につなげていくことが重要となっております。このよ

うな状況を踏まえ、本市における国際化、グローバル化を推進し、多様な文化を理解し受け入れることができるように、市民意識の醸成と、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指し、本市における国際政策の基本的な考え方や、様々な分野にわたる施策の方向性を示すために「国際都市いづか推進計画」を策定いたしました。

次に2ページをお願いいたします。第2章「計画の位置づけと対象期間」についてです。本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した「第2次飯塚市総合計画」を上位計画とし、本市が取り組む国際政策の方向性を示す計画として策定しております。次に、対象期間ですが、「第2次飯塚市総合計画」において実施する中間年次点検の年度に終期を合わせるため、2019年度から2021年度までの3カ年といたしました。

次に、3ページをお願いいたします。第3章「国際化の現状」についてです。3ページから8ページまで、外国人に関する推移等について、日本、福岡県、飯塚市を比較しております。簡潔に申しますと、6ページに示しておりますが、県内では5番目に外国人の数が多自治体となっており、本市の外国人としては、アジアの方々が大部分を占めております。

次に、9ページをお願いいたします。第4章「グローバル化に向けた課題」でございます。全国の地方自治体の問題である、人口減少地域における定住人口の増加や労働力不足の解消といった、様々な課題を解決する一助とするために、本市からの距離や時差も少なく、市内に住む外国人の比率が高い東南アジア諸国をはじめとした海外との友好関係を構築し、外国人留学生及び外国人労働者の支援など、積極的に取り組んでいく必要があります。そのためには、今後益々、市民への国際理解を強力に推進し、本市で暮らす外国人にとっても、住みたいまち、住み続けたいまちとして、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生ができる、多文化共生のまちづくりを目指して取り組んでいく必要があります。

次に、10ページをお願いいたします。第5章「国際都市づくりの意義」をご覧ください。本市におけるグローバル化を推進し、多様な文化との交流や地域における新たな活力の創出など、「ひとづくり」そして「まちづくり」へと発展させていくことによって、本市の魅力さらには高めることであると考えております。

次に、12ページをお願いいたします。第6章「計画の体系」をご覧ください。基本理念といたしまして、「人とまちと世界がつながる 国際都市いづか」を副題に、外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち、全ての方に優しく、そして温かい飯塚市をめざしてといたしました。そして、その実現に向けた基本方針としまして、ひとつは「多文化共生」、二つ目に「国際交流・経済交流」と2本の大きな柱として推進していくこととしています。

次に、13ページから19ページでございます。こちらに第7章、施策の具体的な方向性としてお示ししております。この中で、総務委員会が所管する事務に関するものについて、抜粋して報告いたします。

14ページをお願いいたします。「多文化共生」における取り組みといたしまして、「③多言語による情報発信」を推進してまいります。具体的には、外国人にも正確に行政情報を伝えるために、市からの通知文やホームページなどの多言語化を推進してまいります。

17ページをお願いいたします。「国際交流・経済交流」における取り組みといたしまして、「②教育・スポーツを通じた交流」の中で、「パラリンピック事前キャンプ地誘致事業」を推進してまいります。具体的には、南アフリカ共和国パラリンピックチームの支援でございます。

次に、20ページをお願いいたします。第8章「飯塚市と海外との姉妹都市交流について」においては、姉妹都市でありますアメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市の紹介及び相互交流事業の紹介を記載しております。

次に、25ページをお願いいたします。第9章には、「飯塚国際交流推進協議会」の紹介を記載しております。

以上、簡単ではございますが、国際都市いづか推進計画についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「2019年度「柔軟な働き方」の通年試行の取り組みについて」、報告を求めます。

○人事課長

2019年度「柔軟な働き方」の通年試行の取り組みにつきまして、ご報告申し上げます。

平成27年度から試行として実施してまいりました、いわゆる「朝型勤務」でございますが、平成29年度からは夕方以降に予定される業務にも対応できるよう繰下げ勤務を追加して、「柔軟な働き方」として取り組んでまいりました。その上で、来年度ですが、今年度までの試行の実施状況及びアンケートによる結果も踏まえ、これまで主に夏場の時期のみとしていた試行期間を4月から3月までの通年として取り組むことで、今後の本格導入に向けた効果を検証しようとするものでございます。

それでは提出しております資料をご覧願います。資料1ページでございます。まず、昨年との変更点につきましては、表をご覧くださいますと、①番、「実施期間」につきましては、今年度は7月1日から10月31日までの4か月間でしたが、実施後のアンケート調査などによりますと、「実施期間が限定されているため、繁忙期と重なってしまう」という声や、「時期を限定しないで、1人でも多くの職員が利用できる制度にしてもらいたい」という意見などがございましたので、来年度は、4月1日から3月31日まで、年度を通しての実施とさせていただきます。1人でも多くの職員の参加の機会をふやすことで、さらに、多くの職員の体験から効果を測ろうとするものでございます。

その次、②番、「対象所属及び対象者」でございますが、今年度は、月曜日から金曜日の勤務時間が8時30分から17時15分の所属の正規職員・再任用職員・任期付職員としておりましたが、新たに、嘱託職員・臨時職員も対象に加え、この制度を利用できる職員をふやしていこうとするものでございます。

そして、③番、「勤務時間」につきましては、今年度の実績を見ますと、どの勤務パターンにも、一定のニーズがございましたので、この4パターンは変更しておりませんが、アンケート調査の中には、「11時15分から20時まで」の勤務パターンについては、昼の休憩時間を他と同じ12時から13時までと定めておりましたので、午後の勤務が13時から20時まで休憩なしとなり、疲労が大きいという意見がございました。そこで、この勤務パターンについては、昼の60分の休憩時間を勤務時間内の、たとえば12時から17時までの間で柔軟に設定できるようにしたいと考えております。この通年試行の取り組みにつきましては、職員はもとより、来庁者の皆様にも十分に、ご理解いただくために、広報にも努めてまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「本庁舎駐車場整備工事の完了について」、報告を求めます。

○総務課長

本庁舎駐車場整備工事の完了について、報告します。

新庁舎建設後、昨年3月より実施しておりました、本庁舎駐車場整備工事については、旧第2別館敷における公用車駐車場の整備工事が今年度末で完成の見込みです。4月からすべての来庁者駐車場が供用開始となることから、第3駐車場については有料化を再開します。また、旧農政局跡地における職員駐車場については、昨年6月の用地購入後から測量設計を経て工事

に取り掛かり、本年2月に完成し、4月より職員駐車場として運用を開始します。これらの本庁舎駐車場整備工事の完成により、平成24年度より実施しておりました新庁舎建設事業はすべて完了を迎えることとなります。

なお、4月以降の来庁者用の駐車場については、正面駐車場120台、うち身障者用8台、第2駐車場51台、第3駐車場101台、うち身障者用1台の計272台となる見込みです。

以上簡単ですが、本庁舎駐車場整備工事の完了について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 11:41

再開 11:47

委員会を再開いたします。

先ほど資料要求があった分について資料が出てまいりましたので、その案件について、始めます。

○川上委員

先ほど土地の所有権が移転すると、義務がついていきますよという証拠書類をとということで資料要求したところ、この請求書というものが二つ提出されたわけですけど、どこを見れば法的な義務関係がわかるのか、説明を求めます。

○農林振興課長

今資料を渡しておりますけども、ページを付記しております。資料の金額120万のほうを見ていただいたらよろしいかと思えます。そのページを付記しております13ページをご覧ください。協定書の写しになります。この13ページの1番上になりますけども、第12条というのがありまして、この部分でお読みいたしますけども、第10条第3項の規定による所有権の移転または地上権もしくは土地、貸借権の設定に際して、丙または丁にこの協定に定める義務の承継がなされない場合には、乙は整備費用額と整備費用額に100分の10を乗じて得た額の合計額を甲が定める日までに甲に支払わなければならないと書いております。10条の3というものにつきましては、1枚前のページにあるんですけども、12ページになりますが、10条の3で、これにつきましては乙は対象森林について所有権を移転する場合、または新たに地上権もしくは土地貸借権を設定する場合には、丙または丁に、この協定を定める義務を承継させるものとするというのがありまして、この文言に基づいて違約金が発生しているものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第1号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」に反対の立場から討論します。反対の理由につきましては、二つの重大な予算計上があるからであります。まず、体育館等建設事業関連予算です。現体育館廃止と新体育館建設を拙速に進めるものです。まず、現体育館の大規模改修という有力な選択肢をまともな検討もせず、放置してきたことです。これについては、第1に法律で義務づけられていた耐震診断を怠り、第2に市長の諮問機関である検討委員会、市が新築建てかえ方針であることを示して結論を誘導し、第3に体育施設と避難場を失う地元住民から方向性を決める過程でまともな意見を聞いていないことがあります。

次に、新体育館を鯉田地区のスポーツ施設の上に建設する選択肢は、第1に床面積を一律縮減し、施設の質を劣化させることに対するスポーツ愛好家の、あるいは体育館利用者の声を抑え込み、第2に大規模災害時の対応施設とうたいながら、避難ルートや物資輸送ルートが安全に確保されているとは言えない状況もあり、決意もないままであります。

次に、もう一つの予算計上については、荒廃森林再生事業返還金についてであります。もともと事業対象森林は、当初県知事が飯塚市の判断を踏まえて、森林保全の必要を認め、また昨年7月には、西日本豪雨で周辺に土砂災害が発生し、改めて森林保全の大切さが指摘される筑穂の馬敷の金比羅山です。アルティメットと日本のエネルギーが一体となって大規模に森林を伐採するメガソーラー開発について、県知事から意見を求められて飯塚市長が、緑地保全区域であることを指摘し、まちづくり方針と整合性が図られていないとした意見書を提出したにもかかわらず、この業者のために県知事は急いで林地開発を許可しております。3月5日から工事が着工され、対象森林は壊滅しています。今回返還金は、知事がみずから認めた森林保全事業を、メガソーラー開発を認めることによって、森林を破壊させ、荒廃森林再生事業を台なしにする県知事の自己矛盾の産物であります。金を払えば、あるいは金をもらえば何でもできるというような、何でも許すというようなやり方は到底許されません。

以上2点を述べましたけれども、よって、私は今回の一般会計補正予算には賛成することができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

閉会を前に正副委員長代表して、一言ごあいさつ申し上げます。本日をもって、この任期中の当委員会は最後となります。この間、皆様方に大変なご協力をいただきまして、委員会運営を円滑に進めることができましたことを心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。